

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八王子いちょうの会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 実費弁償費とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬等の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬等の額は別表3に定める額とする。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条各項に規定する報酬等は、会議及び業務にあたった都度、現金で支給する。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができるものとする。

(適用除外)

第5条 施設職員を兼務し給与を受けとっている理事には、この規程を適用しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認により行う。

附則

この規程は、平成22年11月26日より適用する。

この規程は、平成24年1月1日より適用する。

この規程は、平成29年12月2日一部改正、平成29年4月1日に遡及して適用する。

別表 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 280,000 円

別表 2 (非常勤の役員の報酬等)

	報酬の額	実費弁償費
理事会等会議への出席	日額 3,000 円	日額 1,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 5,000 円	日額 1,000 円

別表 3 (評議員の報酬等)

	報酬の額	実費弁償費
評議員会等会議への出席	日額 3,000 円	日額 1,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 5,000 円	日額 1,000 円